

廃棄物管理責任者 講習会テキスト

渋谷区

令和4年9月

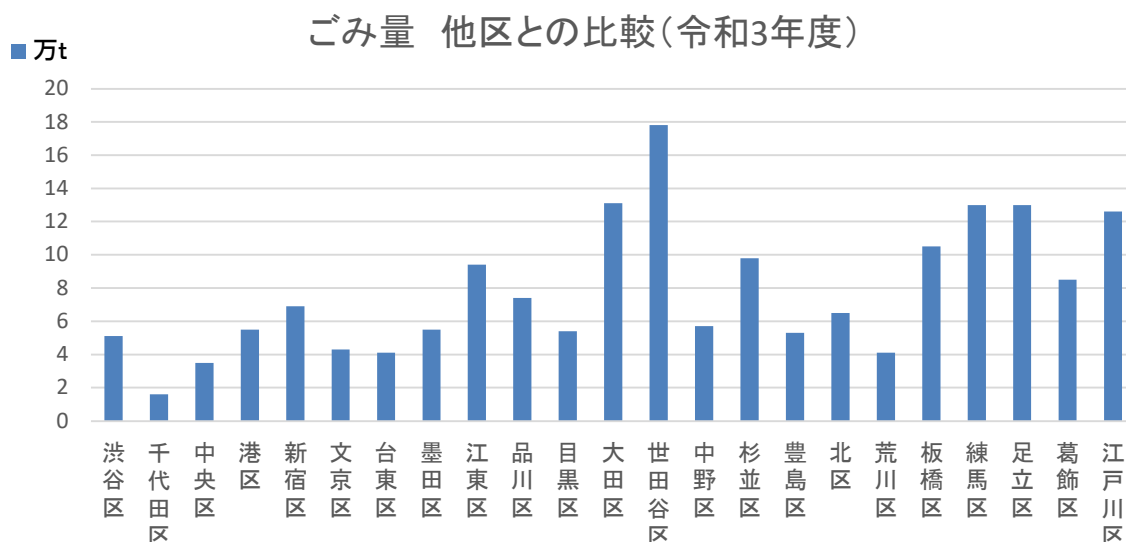
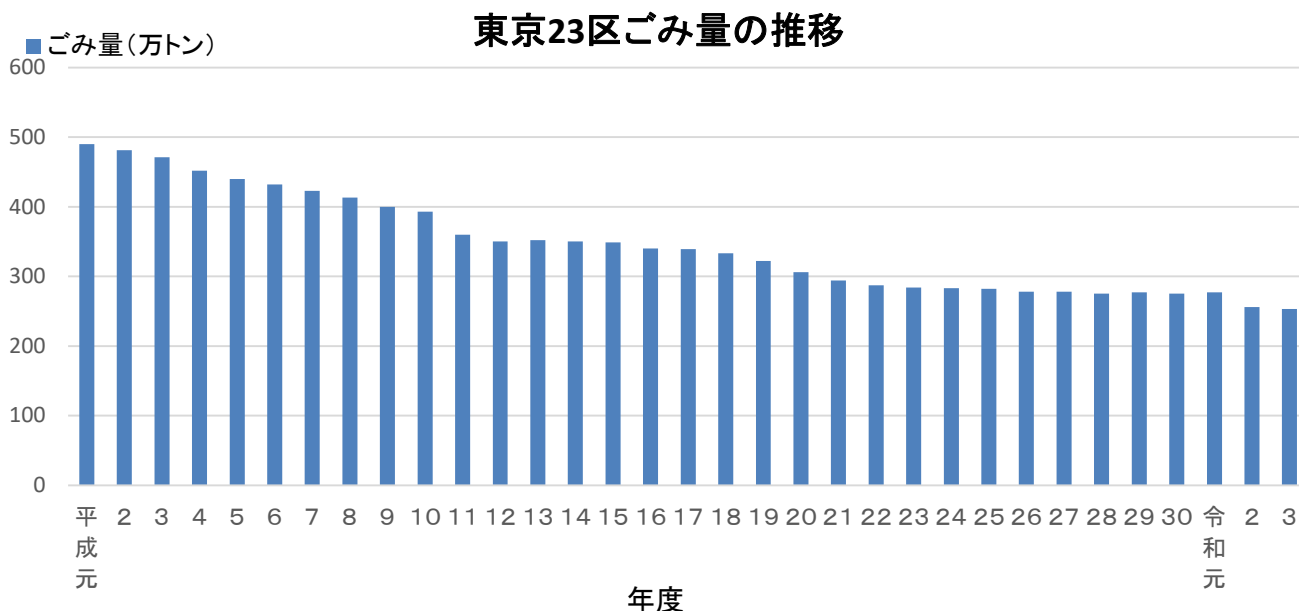
1 東京 23 区のごみの現状

(1) 東京 23 区のごみ量

東京 23 区のごみ量は、昭和 40 年（1965 年）以前は 200 万トン未満でしたが、ライフスタイルの変化等により増加し続け、平成元年度（1989 年度）に 490 万トンと過去最高を記録しました。その後、平成 2 年度（1990 年度）以降は減少に転じ、平成 10 年度（1998 年度）には 400 万トンを切りました。

平成 21 年度（2009 年度）のごみ量は、前年度に比べ約 11 万 1 千トン、率にして 3.6%減少し、300 万トンを切りました。

東京 23 区各区には各々の特性があり、人口も異なりますが、23 区全体のごみ量は全国的にも依然として高い水準が続いており、ごみ問題が大きな課題であることに変わりはありません。

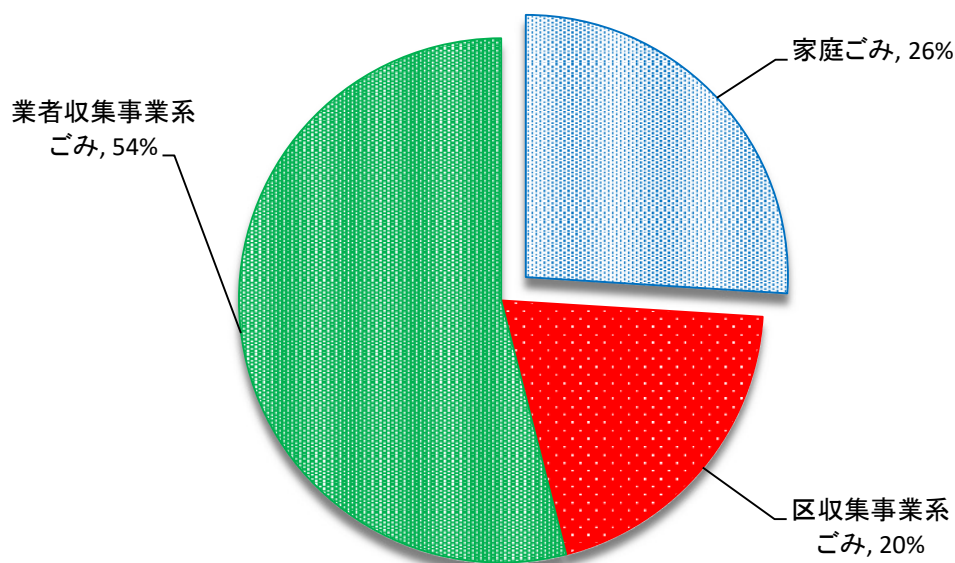


(2) 事業系ごみの処理実態

平成 26 年度（2014 年度）に渋谷区が扱ったごみ量のうち、何らかの事業活動に伴って発生したごみ（事業系ごみ）は、全体の 74 パーセントを占めています。

今後とも、渋谷区のごみ減量を進めるには、事業系のごみの減量が大きな鍵を握っています。

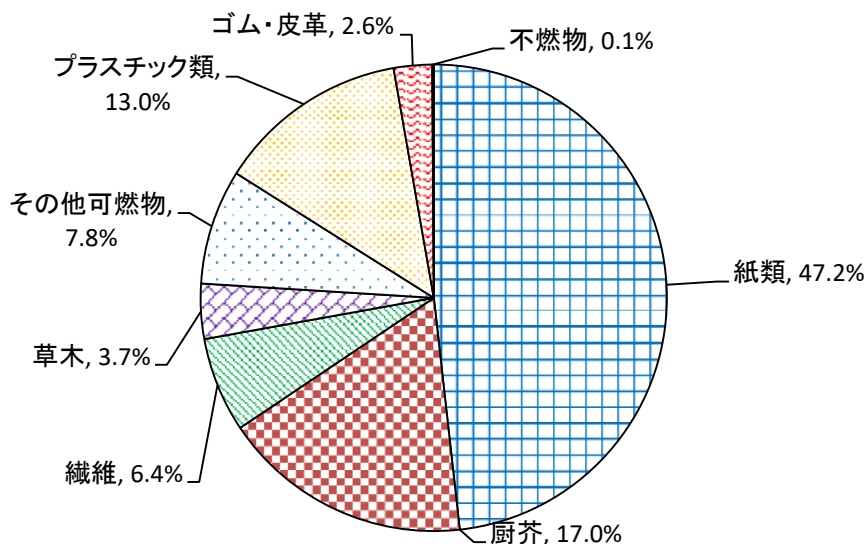
渋谷区の家ごみと事業系ごみの割合



(3) 事業系ごみ（可燃ごみ）の組成

下のグラフは令和 2 年度（2020 年度）に東京二十三区清掃一部事務組合で実施したサンプル調査による事業系ごみ（可燃ごみとして排出されたもの）の組成です。

紙類はリサイクルが進んでいるところですが、より一層のリサイクルが求められます。また、現在はリサイクル率の低い厨芥（生ごみ類）についても、リサイクル推進の方策に関する検討が必要です。



(4) ごみの中間処理

可燃ごみは、令和3年9月現在、23区内にある19の清掃工場で焼却処理をしています。

令和2年度に清掃工場で焼却した可燃ごみは、約243万トンに上ります。

また、安定した全量焼却体制の確立と排ガス中のダイオキシン類の計画的な削減を進めるため、清掃工場の建替えやプラント更新を進めています。

不燃ごみの処理は、ごく一部の破碎不適物を除き不燃ごみ処理センターで破碎・減容処理し有価物を資源化する等中間処理を行い、できる限り量を少なくして埋立処分を行っています。

中継所、中間処理・最終処分場の配置図(令和3年9月現在)

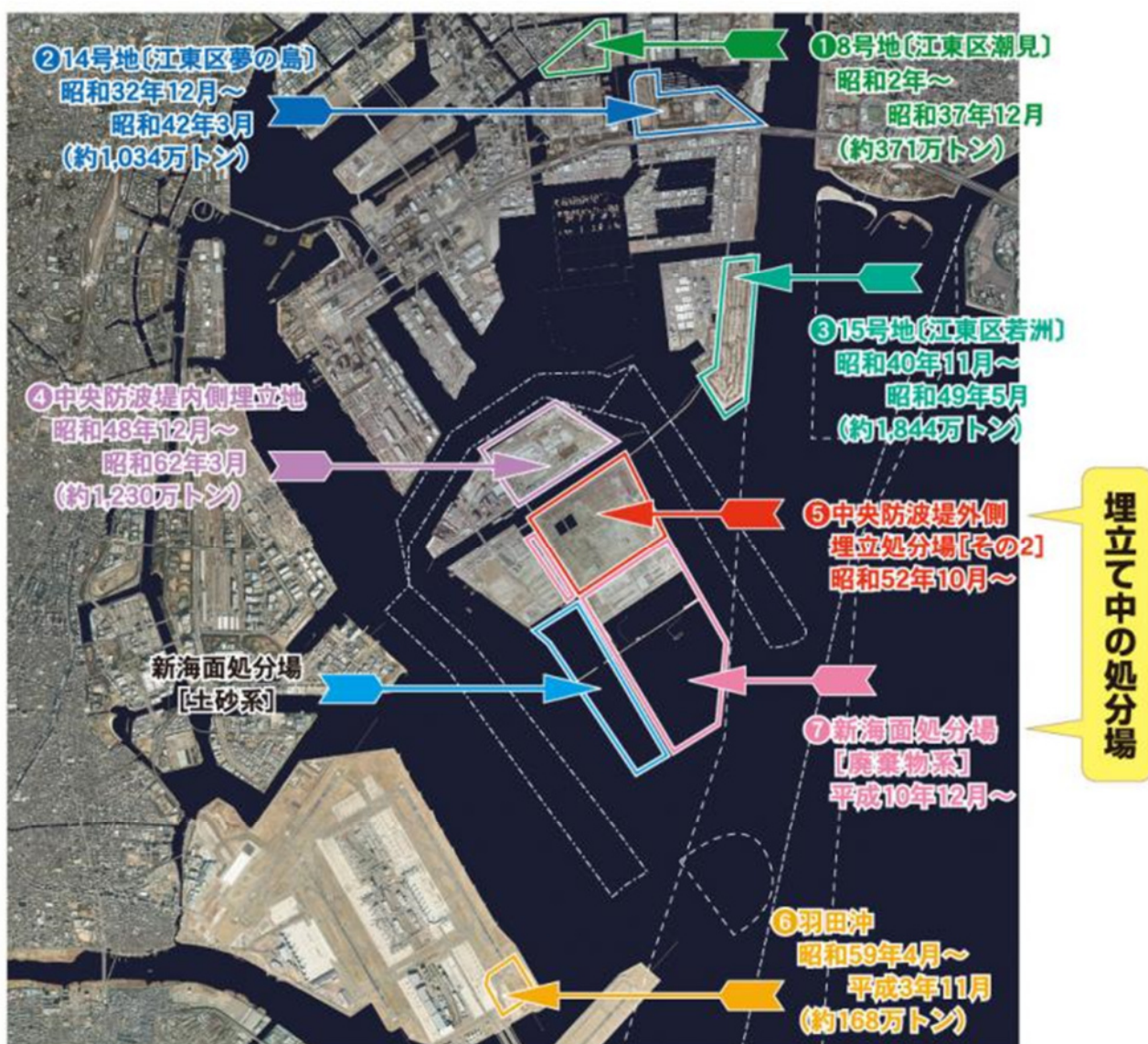


(5) ごみの最終処分

可燃ごみの焼却灰やガラス、金属などの不燃物などの焼却不適物は、中間処理施設で減量、減容化及び資源を回収した後、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場(平成10年12月から使用開始)で埋立処分しています。

しかし、東京23区内には今後内陸部はもとより、東京港内にもこのような最終処分場を建設できる場所を確保することは極めて困難な状況にあります。そのため、ごみ減量を一層推進し、最終処分量を減らしていく必要があります。

埋立処分場の位置と変遷



(資料提供：東京都港滯局)

2 廃棄物・リサイクル関係法令

(1) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を構築するため、資源の循環を包括的に管理する法律です。海外ではドイツが1994年に制定しています。日本では、1999年11月に法の制定に向けて動き出し、2000年(平成12年)6月に施行されました。

これまで、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」が相次いで成立していますが、さらに、国土交通省からは「建設リサイクル法」、農林水産省からは「食品リサイクル法」、経済産業省、及び環境省からは「自動車リサイクル法」が提出され成立しました。「循環型社会形成推進基本法」は各省庁が個別に法整備しているものを総合的に管理することで循環型社会への移行を推進しています。また、これにより環境関連の新規産業が生まれ、経済的な効果も期待されています。

直近では、2022年(令和4年)4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、2050年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。

(2) 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

増大する廃棄物の排出規制と生活廃棄物の適正処分を進めるため、1970年にそれまでの「清掃法」を改めて公布されました。

この法律は、再生品の使用等に関する国民の責務、市町村による一般廃棄物の施設整備、都道府県による産業廃棄物の適正処理に必要な措置、国による地方公共団体への援助などについて定めています。

施行後も幾度かの改正を経ており、平成29年6月の改正では、廃棄物の不適正処理への対応の強化や、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け等が新たに盛り込まれました。

事業者の責務(廃棄物処理法 第3条)

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を「**自らの責任において適正に処理しなければならない**」。(事業者処理責任の原則)
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

自らの責任において適正に処理とは……

法令で定められた基準(委託基準、処理基準等)に従って処理することです。従って、**自己処理だけでなく、許可業者への委託処理も含まれます**。

また、事業者処理責任に関しては、一般廃棄物、産業廃棄物とも、その本質に変わりはありません。

「廃棄物処理法の解説」廃棄物法制研究会編(財)日本環境衛生センター発行

(3) 食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品廃棄物は、食品の製造、流通、消費の各段階において大量に発生しています。その一方で再生利用率は約 10%にとどまっていた。食品リサイクル法はこのような状況を背景に制定されました(2001年(平成13年)5月施行)。

この法律では、食品廃棄物の排出の抑制等を図るために、事業者、消費者、国、地方公共団体のそれぞれの責務を規定していますが、事業者の責務は次のとおりです。

- ①食品の購入又は調理の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。
- ②再生利用により得られた製品の利用に努めること。

また、食品廃棄物等を恒常的にかつ相当量排出する「食品関連事業者」に対しては、具体的な基準に従った再生利用等の実施を求めています。この法律に基づく「基本方針」では、以前は食品関連事業者全体での目標値(20%)が設定されていましたが、2007年(平成19年)の改正により、事業者別に目標が設定されました。

業種別再生利用等実施率目標(重量ベース)

平成24年度までに、業種別に下記実施率目標を達成することを目標とする。

食品製造業	85%	食品卸売業	70%	食品小売業	45%	外食産業	40%
-------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----

○「食品廃棄物等」とは……

- ①食品の売れ残りや食べ残し
- ②製造、加工、調理の過程において生じたくず

○「食品循環資源」とは……

「食品廃棄物等」のうち飼料、肥料等の原材料となりうる有用なもの

○「食品関連事業者」とは……

- ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
(例)食品メーカー、八百屋、百貨店、スーパーなど
- ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者
(例)食堂、レストラン、ホテル・旅館など

○「再生利用等」とは……

- ①発生抑制⇒食品廃棄物等の発生を未然に抑制すること。
- ②再生利用⇒食品循環資源を飼料、肥料その他の製品の原材料として、利用すること。(自ら利用、または、他者に譲渡すること)
- ③減量 ⇒脱水、乾燥その他の手法により、食品廃棄物等の量を減少させること。
- ④熱回収 ⇒食品循環資源を、熱を得ることに利用すること。

☆「再生利用等」に取り組む際の優先順位について

食品循環資源のリサイクルには、優先順位があります。

まず第一に、食品廃棄物そのものの発生を抑制すること。次に、再生利用すること。さらに、結果として最終的に廃棄されるものについては、減量することにより処分しやすいようにする必要があります。

食品関連事業者が「再生利用等」を実施するにあたっては、次のような基準が定められています。

1 発生を抑制する

生産・流通・消費各段階の見直しを行い、食品廃棄物そのものの発生を抑制する。

- ・食品製造又は加工過程における原材料の使用の合理化
- ・食品流通過程における食品の品質管理の高度化、その他、配送及び保管の方法の改善
- ・食品販売過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売方法の工夫

2 再生利用する

食品廃棄物のうち再生利用できるものは、飼料や肥料、油脂製品等に再生利用する。

- ・容器包装や食品その他異物及び再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別
- ・適切な用途、手法及び技術の選択により、食品廃棄物を最大限に利用
- ・委託による再生利用の実施にあたっての適切な委託先の選定

3 減量する

最終的に廃棄処分せざるを得ないものは、処分を容易にするため脱水等により減量化する。

- ・廃棄物処理法に基づく適正な処理

※食品リサイクル法では、登録再生利用事業者制度、再生利用事業計画の認定制度、廃棄物処理法の特例など、食品関連事業者の再生利用等の取り組みを後押しする仕組みが設けられています。

(4) 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭や事業所で使用された後、廃棄される家庭用電気製品のリサイクルを進めるため、関係者の果たすべき義務と費用負担、対象となる機器などを定めたもので、2001年(平成13年)4月に施行され、2004年(平成16年)4月より、新たに電気冷蔵庫が対象機器に加わりました。

また、2009年(平成21年)4月には、「液晶式及びプラズマ式テレビ」と「衣類乾燥機」が新たに加わりました。

関係者	製造業者及び輸入業者、小売業者、消費者、市町村の4者。
関係者の義務	製造業者及び輸入業者 ① 自ら製造・輸入した対象機器を引き取る。 ② 引き取った対象機器は、基準に従い再商品化等を行う。 小売業者 ① 消費者から買い換え時等に対象機器を引き取る。 ② 引き取った対象機器を製造業者等に引き渡す。 ③ 家電マニフェストを使用して処理する。 消費者 ① 対象機器を小売業者に適切に引き渡す。 ② 収集運搬料金、再商品化等料金を支払う。 市町村 ① 収集した対象機器を製造業者等に引き渡す。
対象機器	家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

※「再商品化等」とは、対象機器から分離した部品及び材料について、新たな製品の原材料や部品として利用することです。燃料として利用する場合も含まれます。

マニフェスト制度

マニフェストとは、廃棄物の種類、量、排出場所を記載する複写式の伝票です。

マニフェストの使用により、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正処理を防止することができます。

事業系一般廃棄物については、日量100kg以上排出する事業者等が、区長の指定する処理施設(清掃工場等)で処理する場合に作成が義務づけられています。(産業廃棄物については必ず作成しなければなりません。)

(5) 渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例

○ 基本理念

- ・生産、流通、消費の各段階で、ごみの発生をできるだけ抑制する。
- ・それでも出たごみは、再利用・資源化を図り、ごみを減量する。
- ・最終的に処分することになったごみは、適正に処理する。

○ 事業者の責務

- ・ごみの発生抑制、再利用の促進等により廃棄物を減量する。
- ・廃棄物を自らの責任で適正に処理する。
- ・製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難にならないようにする。

○ 事業用大規模建築物の所有者等の責務

- ・床面積1万㎡以上（当分の間は3万㎡以上）の事業用大規模建築物を対象に、新たに再利用率の数値規制とごみ減量協力金制度を規定。（11頁参照）
- ・「所有者」は、再利用の促進等により「事業系廃棄物」を減量する。
- ・「所有者」は、「廃棄物管理責任者」を選任し、「再利用計画書」を提出する。
- ・「占有者（いわゆるテナントなど）」は、廃棄物の減量に関して所有者に協力する。
- ・事業用大規模建築物を「建設しようとする者」は、再利用の対象となるものの保管場所と、ごみの保管場所を設置する。

○ 区の指導等

- ・区では、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、指導・助言及び立入検査を行っています。
- また、事業用大規模建築物の所有者等が条例に違反していると認められるときは、改善勧告、公表、搬入禁止などの措置をとることもあります。

《用語の説明》

○事業系廃棄物

事業活動に伴って発生する全ての廃棄物。

○事業用大規模建築物

事業用途に供する延べ床面積が一定規模以上の建築物
(各区条例により、対象は異なります。)

○廃棄物管理責任者

建築物の所有者から選任され、当該建築物の廃棄物の処理について、一定の役割、責任があります。

○再利用計画書

当該建築物における前年度の廃棄物の再利用実績に基づき、当年度の減量目標、減量計画を策定し、区長に提出するもの。

☆ 事業用大規模建築物における再利用に関する規制について

平成 27 年 4 月 1 日から、事業用途に供する床面積 1 万㎡以上（当分の間は 3 万㎡以上）の大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物について、再利用率を 80 パーセント以上とすることが所有者の皆様の義務となりました。

また、再利用率未達成の場合の代替措置として、ごみ減量協力金制度を規定しました。

1 対象期間について

- 再利用率の数値規制の対象は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に排出・再利用された事業系一般廃棄物です。
- 再利用率の確認は、各所有者から提出される再利用計画書により行います。更に立入調査のほか、必要に応じて、関係書類の確認等を行います。

2 改善勧告・公表・収集拒否・搬入禁止について

- 80 パーセントの再利用率が未達成の場合は、書面による改善勧告を行います。
- 改善勧告後も、再利用率未達成の場合は公表・収集拒否・搬入禁止の処分対象になります。
- 1 万㎡以上の事業用大規模建築物では、区収集はほとんどありません。
- 区長が搬入禁止の行政処分を行った場合は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物について、23 区の清掃工場が受入拒否をすることができます。

3 ごみ減量協力金（10 円/kg）について

- 再利用率未達成の場合で、区長が特に理由があると認めたときは、所有者からの申し出により、再利用できなかった重量について、ごみ減量協力金の納付に替

えることができます。

- 再利用率 80 パーセントに達しなかったごみ量が、ごみ減量協力金の算出基礎となります。

算出方法：{年間ごみ量(4～3 月)×80%－再利用したごみ量} ×10 円/kg

4 条例適用に伴う事務処理について

① 提出された再利用計画書の審査、指導及び立入調査等

↓

② 再利用率未達成の場合は、勧告及び立入調査等

↓

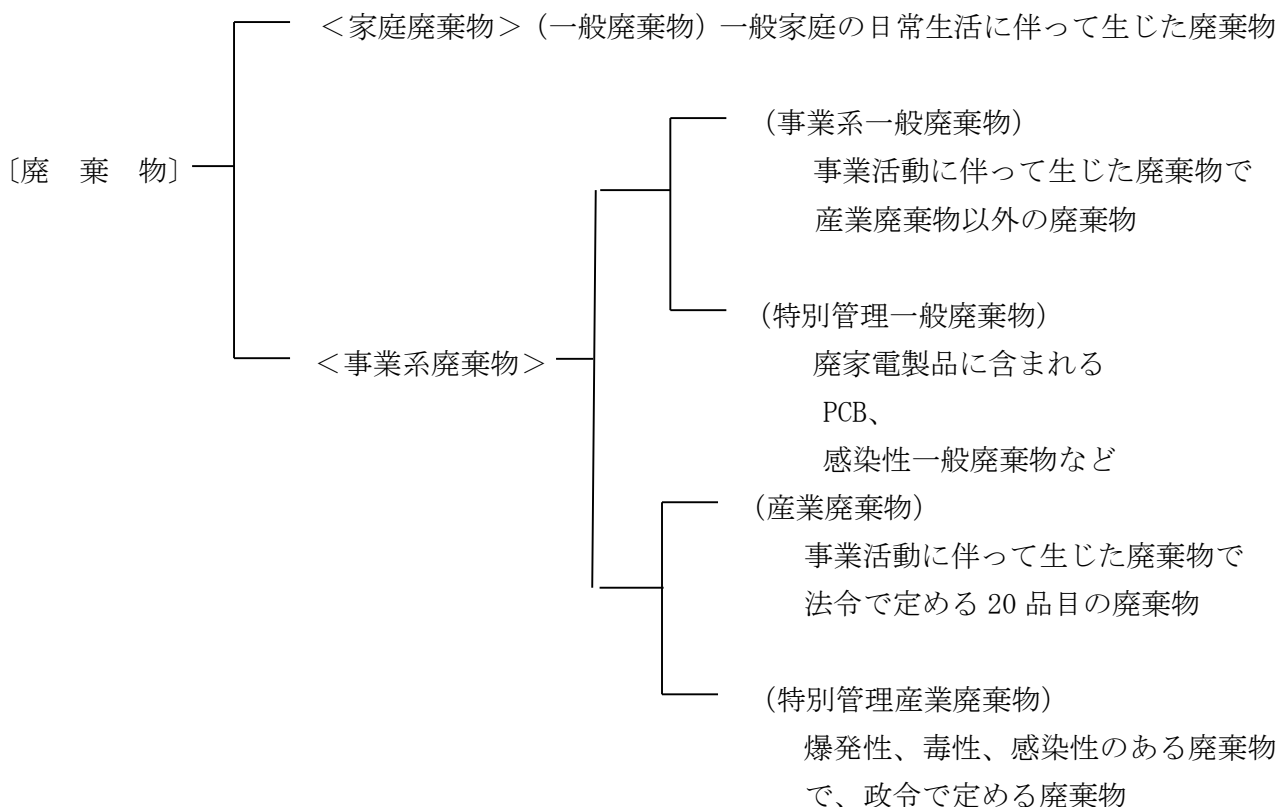
③ 勧告後も再利用率未達成の場合は、行政処分（公表・収集拒否・搬入禁止）の執行

④ ごみ減量協力金の申出・納付（再利用率未達成重量に対する代替措置）

(6) 廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定義によれば、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。

これらの廃棄物は、大きく「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。



一般廃棄物は区市町村(事業系廃棄物については、排出事業者も)が、産業廃棄物は排出事業者が処理について責任を持つことが原則です。

☆廃棄物に関する主な法律・条例の変遷

1900年(明治33年)	汚物掃除法
1954年(昭和29年)	清掃法/東京都清掃条例
1970年(昭和45年)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
1991年(平成3年)	再生資源の利用の促進に関する法律
1992年(平成4年)	産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律
1993年(平成5年)	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例
1995年(平成7年)	容器包装リサイクル法(12年4月完全施行)
1998年(平成10年)	家電リサイクル法(13年4月完全施行)
2000年(平成12年)	清掃事業の特別区移管に伴い各区条例施行/東京都廃棄物条例/ 循環型社会形成推進基本法/建設リサイクル法(14年5月完全施行) /食品リサイクル法(13年5月完全施行)/グリーン購入法 (13年4月完全施行)/資源有効利用促進法
2002年(平成14年)	自動車リサイクル法(17年1月完全施行)
2003年(平成15年)	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
2012年(平成24年)	小型家電リサイクル法(25年4月完全施行)
2022年(令和4年)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

3 ISO14000シリーズ

国際標準化機構（ISO）がまとめた環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称。

環境マネジメントとは、各企業が企業経営の中で、環境に与える負荷を減らすように配慮するためのシステムです。企業が「ISO14000」という国際規格に基づいた品質、管理と環境活動に取り組むことで、企業イメージを高め経営の合理化等を図ることができます。

ISO14000シリーズの構成

(1) 環境マネジメントシステム(EMS) ISO14001、ISO14004

環境マネジメントシステムに関する規定。

ISO14000シリーズを取得するために企業が満たさなければならない「仕様書」です。

ISO14000シリーズの中で、多くの企業に普及しているのが14001で、日本では2008年末現在、認定を取得した事業所数は35,573件に達しています。

また、ISO14004は環境マネジメントシステムの一般原則とその適用について規定しています。

(2) 環境監査 ISO14010シリーズ

環境マネジメントシステムが正しく行われているか否かをチェックするもの。環境監査の原則、手順、環境監査員の資格基準等についての指針です。

(3) 環境ラベル(エコラベル) ISO14020シリーズ

環境に配慮した製品を普及させるために定められています。

(4) 環境行動評価(EPI) ISO14030シリーズ

環境行動評価に関する規格。

環境保全に関する企業の行動を評価するガイドラインを定めたものです。

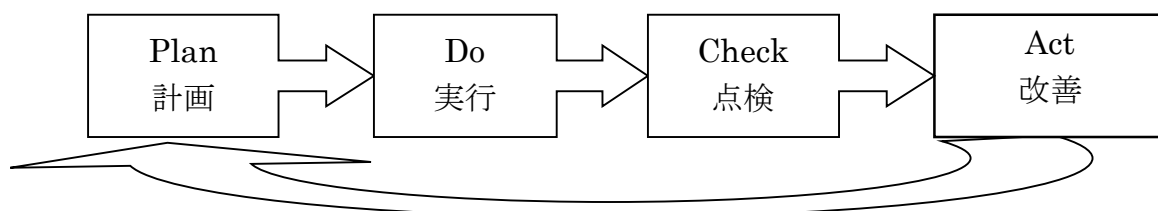
(5) ライフサイクルアセスメント(LCA) ISO14040シリーズ

製品が環境に与える影響を原料調達から生産・流通・使用・廃棄に至るまでの全過程で評価する規格です。

※ISO14001の特徴

ISO14001では、環境マネジメントのための「PDCA」というサイクルの構築が定められています。

大手企業では、取引先企業に対して第三者認証の取得を求めるケースもあり、今後、ISO14001の認証を取得する事業所はさらに増えることが予測されています。



4 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方

(1) 排出量を把握する

ごみ量を把握することは減量効果の確認や減量計画策定のために不可欠なものです。

また、処理料金支払いの根拠にもなるため、事業者自ら量を把握し、業者からの報告は補完としての使用にとどめるのが望ましい方法です。

排出する度に計量し実量を把握することが原則ですが、それにより難しい場合、実績値に基づき容器や袋単位で適切な換算基準を定め、その個数により量を把握する方法も考えられます。

なぜ、ごみ量を把握しなければならないのか？

このように思っている方もいらっしゃると思います。

考え方は、ダイエットや血圧のチェックと同じです。

例えば、ダイエットの場合、体重を量ってみて初めて自分がベストの状態なのか、オーバーしているのが判ります。

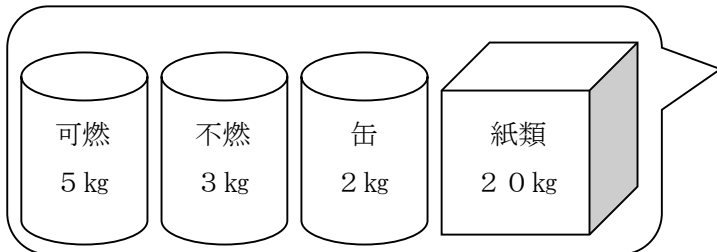
オーバーしていた場合は、これまでの生活(運動不足、お酒の飲み過ぎなど)を分析(反省)し、目標体重を決め、食事や運動などの方法で減量に取り組みます。また、ベストだったら、この状態を維持するよう自己管理していくはずです。

ごみの減量も全く同じ。①計る、②分析する、③目標を定める、④実行する。このことを繰り返すことによって、ごみの減量は進んでいくのです。

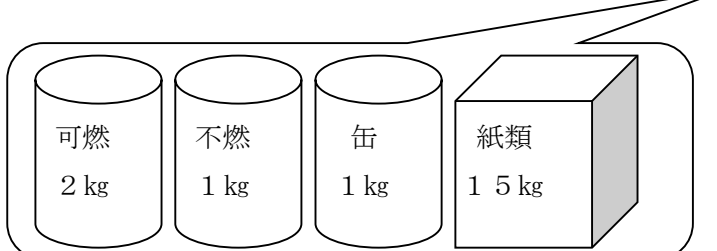
◇ある建築物の例

Aビルは、業種の異なる数社の企業が使用しているテナントビルです。業種や社員数が異なるため、ごみ量も異なります。このため一定期間、テナントごとに容器1個あたりのごみ量を計量し換算基準を定め、その個数によりごみ量を把握しています。

テナントX社の換算基準(容器1個あたりの量)



テナントY社の換算基準(容器1個あたりの量)

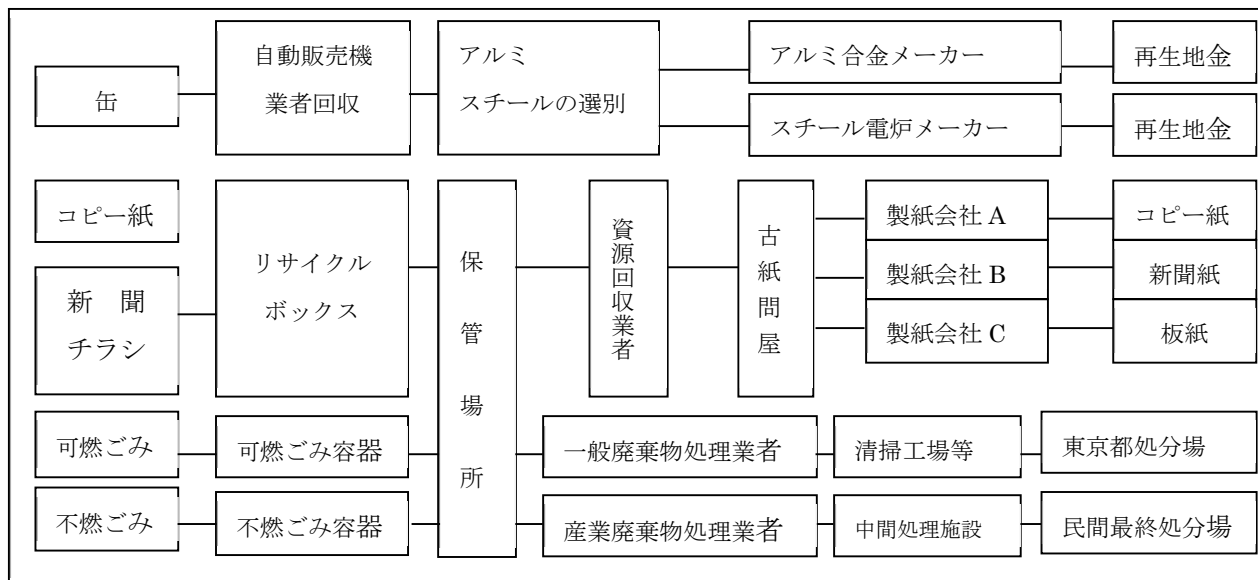


○月○日		可燃	不燃	缶
X社	容器数	3	2	2
	ごみ量(kg)	15	6	4
Y社	容器数	1	1	1
	ごみ量(kg)	2	1	1
⋮				
⋮				
ごみ量集計				

(2) システムを構築する

建築物の規模・属性やごみの排出実態を考慮し、効果的で効率的なシステムをつくることが基本となります。

リサイクル品目の設定や分別方法などは回収業者と相談すると良いでしょう。又、搬入先と処理内容については、事業者処理責任として必ず把握し、ルートは社員やテナントの皆さんに分かりやすく周知しましょう。



(3) システム定着に向けての関係者の役割

○ 所有者（廃棄物管理責任者）の役割

廃棄物管理責任者を選任し、再利用計画書を提出する。
 ごみ処理・リサイクルに関するマニュアルを作成し、関係者に周知する。
 容器の適正配置、分かりやすい表示をするなど、分別しやすい環境をつくる。
 研修やミーティング、社内報、掲示板などで社員等に継続的な指導と意識啓発を行う。
 減量目標や減量計画を策定する。
 ごみの分別、処理状況を日常的に把握する。

○ 社員・テナントの役割

「ごみの排出者」として館内ルールを導入する。
 ごみ、資源物の分別を実践する。
 ごみの発生を抑制するような生活習慣を身につける。

○ 清掃担当者の役割

分別の仕方に問題がある場合は、廃棄物管理責任者等に報告し、対応を促す。
 場合によっては、分別をフォローする。

○ 廃棄物処理業者等の役割

廃棄物処理契約等に従い、適正なルートで処理する。

◇ある建築物の例

～全テナントが廃棄物管理責任者に協力してリサイクルを推進～

Bビルは32社の企業が使用するテナントビルです。テナント毎にリサイクル担当責任者を選任し、ごみ減量とリサイクルを推進しています。

廃棄物管理責任者は定期的にテナントを巡回指導する等、リサイクル担当責任者を通じ意識啓発を行っています。リサイクル担当責任者は廃棄物管理責任者の指示を社員に伝え、レベルアップを図っています。

この結果、紙類のリサイクル率が85%を超えるようになりました。現在は生ごみの減量とリサイクルについて、飲食店のリサイクル担当責任者と「生ごみ検討会」を設置し、方策を立てています。

～全社員がごみに関わり意識啓発～

Cビルは社員300名の自社ビルです。

会社全体の環境方針を定め、ごみ発生量を前年度比で-10%にするという目標を立てて取り組んでいます。

「廃棄物は排出した人、部署が責任を持つ」を基本原則に、個人のごみ容器を廃止し部署ごとに分別容器を設置しました。

ごみは社員が当番制で保管場所まで運び、社員自らが計量しています。又、事業所長と廃棄物管理責任者は社内を巡回し、ごみの分別状況をパトロールしています。このように、全社員がごみに関わる全員参加型の分別システムを展開し、成果を全社員に公表しています。

～マニュアルを作成してごみ処理方法を統一～

Dホテルには150社のテナントが入居しています。

統一的なごみ処理方法を定めた「リサイクルマニュアル」を作成し、全社員、全テナントを対象に説明会を開催して、分別やリサイクルシステムについての周知徹底をしました。その他、館内放送での呼びかけの他、年に2回「廃棄物講習会」を開催し、意識の啓発をしています。又、容器には大きく明確な表示をして分別しやすい環境づくりをしています。

～テナント会議でごみ問題を考える～

Eビルは9棟の倉庫で構成されており、これを管理する20社のテナントが使用しています。

廃棄物管理責任者のもと各棟ごとに委員を選出し、毎月開催しているテナント会議でごみ問題を取り上げています。この会議では、ごみの出し方、分別容器の配置、分別表示、収集品目、再利用物の分類等を定めることはもとより、時宜に合わせて見直しもしています。

(4) 発生抑制とリサイクル

リサイクルは、ごみの排出抑制に関して有効なものの限界があります。毎日の事業活動の中で、ごみをつくらぬよう心がけていくことこそが何よりも大切です。

○ 紙 類

「仕事上で余分な紙を使わない」

- ・両面印刷の推進やミスコピー紙の裏面をメモ用紙やファックス受信用紙などに活用する。
- ・文書の回覧化、ファイリングシステム等により書類の共有化、一元化を進める。
- ・連絡手段をFAXから電子メールに変更する等、ペーパーレス化を推進する。

「仕事上で使用した紙をごみにしない」

- ・紙類はごみ容器へは入れず、リサイクルボックスへ入れる。
- ・シュレッダー屑のリサイクルを実施する。
- ・保存年限が切れた書類は計画的にリサイクルする。
- ・機密保持とリサイクルを両立させる。

◇ある建築物の例

～部署ごとに紙の使用枚数の上限を定める～

Fビルは社員約500名の本社ビルです。
紙ごみの減量を目標に掲げ各部署毎に1ヶ月間のコピーの使用枚数を定めています。
総務課の社員がコピー機についているカウンターで枚数を計量し、使用枚数がその上限に達した時はコピー機を片づけ、使用出来ないようにしています。
この結果、私的なものや安易なコピーが減り、コスト削減にもつながりました。

～使用枚数を部署ごとに管理する～

Gビルは1社が使用するオフィスビルです。
仕事柄大量の紙を使用するため、紙の発生抑制が従来から大きな課題でした。
そこでコピー機をカード管理することとし、各部署毎に使用枚数をカウントした上で使用枚数が課長会で報告され、理由のない使用枚数の大幅な増加は原因究明と釈明をしなければなりません。

～リサイクルボックスの活用～

H高校の職員室では紙の3段式のリサイクルボックスがあるにも係わらず、設置場所
が隅にあるためかほとんど利用されることがなく、あらゆる紙類が足下のごみ容器に廃棄されていました。

そこで個人用のリサイクルボックスを全員に配布し、3段式のリサイクルボックスの設置を入口付近に変えました。

その結果、リサイクルボックスは活用され、ごみ量は前年度比で半分、コストは3分の

2になりました。

○ びん・缶

自動販売機のびん・缶は納入業者による引き取りが一般的です。複数の業者が自動販売機を設置している場合、当番制にしたり回収割合を決めて回収している例もあります。

ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売(納入)業者へ返還してください。その際、飲み残しや異物の混入がないように注意しましょう。

◇ある建築物の例

～容器のフタを工夫する～

I 病院では自動販売機脇の空き缶回収容器は従来から納入業者が引き取っていましたが、ある日「びん・缶以外のごみの混入が多くて困る」と注意を受けました。

そこで、表示を見やすい位置に変えるとともに、大きなカゴだった容器にフタをし、そのフタに空き缶のサイズの穴を開けてごみが混入しにくい環境をつくりました。

その直後からごみの混入がなくなりました。

○ 生ごみ

生ごみの減量化は「適正な食材管理」を行うことが先決です。売れ残り食品の管理の徹底や社員食堂のメニューの合理化などで生ごみの発生量を減らしている例があります。又、生ごみの大部分が水分であるため水切りを徹底することも減量化につながります。生ごみのリサイクルルートは①飼料、肥料工場ルートにのせる、②養豚業者に引き渡す、③生ごみ処理機を使用する、などがあります。魚のあらや廃食用油は貴重な資源です。積極的にリサイクルしてください。

○ プラスチック類

プラスチック類の発生抑制は「使い捨て容器」の使用を抑制することにあります。その他、発泡スチロールやトレイ、PET ボトル、PP バンドについてはリサイクルが可能です。

(5) ごみの適正処理

○ 可燃ごみと不燃ごみの分別

ビニール、ポリ袋、ラップ、プラスチック、発泡スチロール等の石油製品や、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず(不燃物)は、23 区の清掃工場には搬入できないことになっています。

可燃ごみとの分別を徹底し、適正なルートで処理してください。

◇ある建築物の例

～分別状態をチェックする～

Jビルはオフィス棟と工場棟で構成される自社ビルです。従来からごみの分別に取り組んでいましたが、さらなる徹底化をめざして**分別の抜き打ちチェック**を実施してきました。

その結果、現在は全社員が自主的に所属部署の分別をチェックし、混入のないように努めています。

～ごみを取り残す～

Kビルは3,000名の社員が使用するオフィスビルです。ごみ容器やリサイクルボックスを調査して**分別状態が良好である部署は表彰**しています。

又、**分別状態が良くない場合は清掃の方の協力を得て、回収しない**というルールを作り実行しています。

～持ち帰らせる～

L病院では、ごみを排出する時は、どこの病棟どこの部署から排出されたものであるか

判るよう、**ごみ袋に部署名を記入**させ職員が保管場所へ運ぶシステムになっています。

保管場所では、廃棄物の担当者が一つ一つをチェックし**分別が悪い場合は、その部署の責任者を呼び出して廃棄物を持ち帰らせ、再度分別を**させています。

～個人容器を撤去し、「分別ステーション」を設置～

Mビルは100社の企業が使用するテナントビルです。それまでは、各テナントに分別容器の種類と数の選択を委任していましたが、分別が徹底せず悩んでいました。

そこで**館内統一ごみマニュアル**を作成して、テナント内の容器は全て撤去し、各フロア1ヶ所に可燃ごみ、不燃ごみ、びん・缶・紙類等の資源物、各々の容器を設置した**「分別ステーション」**を作りました。

この結果、安易にごみを捨てることがなくなり混入が少なくなりました。

廃棄物管理責任者必携

廃棄物管理責任者講習会テキスト

令和4年9月発行

編集発行 渋谷区 環境政策部 清掃リサイクル課
渋谷区清掃事務所

〒150-0002 渋谷区渋谷1-2-17

TEL 03(5467)4300 FAX 03(5467)4301

E-mail: ecl-seisoujimusho@shibuya.tokyo